

化学物質の輸出承認について

輸出注意事項 18 第 3 号 (18.3.15・平成 18・03・08 貿局第 1 号)

改正 輸出注意事項 18 第 1 1 号 (18.3.31)

輸出注意事項 18 第 2 9 号 (18.8.25)

輸出注意事項 19 第 3 2 号 (19.10.15)

輸出注意事項 19 第 3 4 号 (19.10.31)

輸出貿易管理令 (昭和 24 年政令第 378 号) 別表第 2 の 3 5 の 3 の項の中欄に掲げる化学物質の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和 62 年 1 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号)によるほか、平成 18 年 4 月 1 日から下記により行います。

なお、「化学物質の輸出承認について」(平成 9 年 7 月 1 日付け平成 09・06・24 貿局第 3 号・輸出注意事項 9 第 37 号)及び「(お知らせ)化学物質の輸出承認申請前の手続きについて」(平成 9 年 7 月 1 日付け)は廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

(1) 適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 5 の 3 の項の中欄に掲げる貨物 (別紙第 1) とする。

(2) 適用除外品目は別紙第 2 とする。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

申請理由書 (別紙第 3) 1 通

輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1 通

輸出貨物に関する成分表 1 通

ISO 11014 - 1 に定められた書式に基づいて作成した化学物質安全性データシート (MSDS) 1 通

その他必要があると認められる書類

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認の上、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約（以下「ロッテルダム条約」という。）及び残留有機性汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）の規定に基づき、次の（１）又は（２）の要件に該当する場合に限り、行うものとする。

ただし、液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ容量が0.05リットルを超える貨物については、承認は行わない。

（１） ロッテルダム条約附属書 に掲げる化学物質

締約国への輸出

イ 当該貨物の用途がロッテルダム条約附属書 下欄に掲げる分類に該当しない場合又は同条約附属書 下欄に掲げる分類に該当する場合であって、当該貨物の仕向国が同条約締約国であり、同条約第10条に基づき、当該化学物質の輸入に同意している場合

ロ 当該貨物の用途がロッテルダム条約附属書 下欄に掲げる分類に該当する場合であって、当該貨物の仕向国が同条約締約国であり、同条約第10条に基づき、当該化学物質の輸入に条件付きで同意をしている場合

ハ 当該貨物が試験研究用として用いられるものであると認められる場合

非締約国への輸出

イ 当該貨物の仕向国がロッテルダム条約第10条第4項の規定に準じて当該化学物質の輸入に同意している場合

ロ 当該貨物の仕向国がロッテルダム条約第10条第4項の規定に準じて当該化学物質の輸入に条件付きで同意している場合

ハ 当該貨物の仕向国がロッテルダム条約第10条第4項に準じた当該貨物の輸入意思を明示していない場合

上記 及び 以外の場合

イ 当該貨物が試験研究用として用いられるものであると認められる場合

ロ 上記 の場合を除き、外務省を通じて、仕向地の国内当局に対して当該化学物質の輸出に係る通報を行ったことが確認された場合

なお、ロッテルダム条約附属書 に掲げる化学物質に関する各締約国の輸入意思については、以下から参照可能です。

条約事務局ウェブサイト <http://www.pic.int/en/ViewPage.asp?id=212>

（２） スtockホルム条約附属書Aに掲げる化学物質であってその製造若しくは使用について個別の適用除外が効力を有しているもの又は同条約附属書Bに掲げる化

学物質であってその製造若しくは使用について個別の適用除外若しくは認めることのできる目的が効力を有しているものの輸出であって、次のいずれかに該当する場合。

締約国への輸出

- イ スtockホルム条約第6条1(d)に定める環境上適正な処分の場合
- ロ スtockホルム条約附属書A又は附属書Bの規定に基づきこのような化学物質の使用が許容される締約国に向ける場合
- ハ 実験室規模の研究のために又は試薬として使用される量の化学物質である場合

非締約国への輸出

- イ スtockホルム条約第6条1(d)に定める環境上適正な処分の場合
- ロ 化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して次の全てのことを約束することを記載した証明書が仕向先の非締約国から我が国に提出されている場合
 - a 放出を最小限にし又は防止するために必要な措置をとることにより、人の健康及び環境を保護すること
 - b スtockホルム条約第6条1の規定に従うこと
 - c 適当な場合には、Stockホルム条約附属書B第2部2の規定に従うこと
- ハ 実験室規模の研究のために又は試薬として使用される量の化学物質である場合

5 承認の条件

輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書 上欄に掲げる化学物質であって同附属書下欄に掲げる分類に該当するものに限る。)及び同項(2)から(6)に掲げる貨物(試験研究用を除く。)について輸出を承認する場合には、次の条件を付すものとする。

「 輸出者が国際連合による「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS:Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」を参考に輸出貨物の容器、包装等に添付すべき表示を作成し、これを貨物に添付すること。

輸出者が輸入者に対してISO11014-1に定められた書式に従って作成された化学物質安全性データシート(MSDS)を交付すること。」

なお、GHSの公式英文テキスト及び和文(仮訳)は以下から参照可能です。

公式英文テキスト

http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs_rev00/00files_e.html

和文(仮訳)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kokusai/GHS/GHStexts/kariyaku.htm

6 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国

ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国については、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締約国について」(平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第4号)をご確認ください。

別紙第 1

1 輸出貿易管理令別表第 2 の 3 5 の 3 の項 (1) に掲げる貨物 (ロッテルダム条約附属書 に掲げる化学物質)

化学物質の名称	C A S 番号	分 類	P O P s 条約対象
(1) 2,4,5- T、2,4,5- T 塩及び 2,4,5- T のエステル化合物	93-76-5 (2,4,5- T)	駆 除 剤	
(2) アルドリン	309-00-2	駆 除 剤	
(3) ビナパクリル	485-31-4	駆 除 剤	
(4) カプタホール	2425-06-1	駆 除 剤	
(5) クロルデン	57-74-9	駆 除 剤	
(6) クロルジメホルム	6164-98-3	駆 除 剤	
(7) クロルベンジレート	510-15-6	駆 除 剤	
(8) D D T	50-29-3	駆 除 剤	
(9) ディルドリン	60-57-1	駆 除 剤	
(10) ジニトロ-オルト-クレゾール(D N O C) 及びジニトロ-オルト-クレゾール(D N O C) 塩(アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)	534-52-1(ジニトロ-オルト-クレゾール(D N O C)) 2980-64-5 (ジニトロ-オルト-クレゾール(D N O C) のアンモニウム塩) 5787-96-2 (ジニトロ-オルト-クレゾール(D N O C) のカリウム塩等) 2312-76-7 (ジニトロ-オルト-クレゾール(D N O C) のナトリウム塩)	駆 除 剤	

(11) ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物	88-85-7 (ジノセブ)	駆除剤
(12) 1,2-ジブロモエタン (E D B)	106-93-4	駆除剤
(13) 1,2-ジクロロエタン	107-06-2	駆除剤
(14) エチレンオキシド	75-21-8	駆除剤
(15) フルオロアセトアミド	640-19-7	駆除剤
(16) H C H (異性体混合物)	608-73-1	駆除剤
(17) ヘプタクロル	76-44-8	駆除剤
(18) ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	駆除剤
(19) リンデン	58-89-9	駆除剤
(20) 水銀及び水銀化合物 (無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)		駆除剤
(21) モノクロトホス	6923-22-4	駆除剤
(22) パラチオン	56-38-2	駆除剤
(23) ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物	87-86-5 (ペンタクロロフェノール)	駆除剤
(24) トキサフェン	8001-35-2	駆除剤
(25) ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤	17804-35-2 (ベノミル) 1563-66-2 (カルボフラン) 137-26-8 (チウラム)	著しく有害な 駆除用製剤
(26) メタミドホス	10265-92-6	著しく有害な 駆除用製剤
(27) ホスファミドン	13171-21-6 (E) 異性体及び (Z) 異性体の混合物) 23783-98-4 (Z) 異性体) 297-99-4 ((E) 異性体)	著しく有害な 駆除用製剤

(28) メチルパラチオン	298-00-0	著しく有害な 駆除用製剤
(29) 石綿(アクチノライト、アンソフ ィライト、アモサイト、クロシドラ イト、トレモライト)	77536-66-4(アク チノライト) 77536-67-5(アン ソフィライト) 12172-73-5(アモ サイト) 12001-28-4(クロ シドライト) 77536-68-6(トレ モライト)	工業用化学物 質
(30) ポリ臭化ビフェニル(P B B)	36355-01-8(六臭 化ビフェニル) 27858-07-7(八臭 化ビフェニル) 13654-09-6(十臭 化ビフェニル)	工業用化学物 質
(31) ポリ塩化ビフェニル(P C B)	1336-36-3	工業用化学物 質
(32) ポリ塩化テルフェニル(P C T)	61788-33-8	工業用化学物 質
(33) 4 エチル鉛	78-00-2	工業用化学物 質
(34) 4 メチル鉛	75-74-1	工業用化学物 質
(35) トリス(2,3-ジブromoプロピル) =ホスファート	126-72-7	工業用化学物 質

2 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(2)に掲げる貨物(農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの)

化学物質の名称	C A S 番号	P O P s 条約対象

(1) 1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名ガンマBHC) (2) テトラエチルピロホスフェート (別名TEPP) (3) 砒酸鉛 (4) 水酸化トリシクロヘキシルスズ (別名シヘキサチン) (5) 2・4・6-トリクロロフェニル-4-ニトロフェニルエーテル (別名CNPP又はクロロニトロフェン) (6) ペンタクロロニトロベンゼン (別名PCNB又はキントゼン)	58-89-9	
---	---------	--

3 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(3)に掲げる貨物(毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物)

化学物質の名称	CAS番号	POPs 条約対象
(1) 毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物 オクタメチルピロホスホルアミド 4アルキル鉛 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト テトラエチルピロホスフェイト モノフルオール酢酸 モノフルオール酢酸アミド 以上に掲げる物を含む製剤そ		

<p>の他の著しい毒性を有する毒物であって毒物及び劇物指定令第3条で定める物</p> <p>(2) 毒物及び劇物指定令第3条に規定する特定毒物</p> <p>オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤</p> <p>4アルキル鉛を含有する製剤</p> <p>ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤</p> <p>ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤</p> <p>ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤</p> <p>ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤</p> <p>テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤</p> <p>モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤</p> <p>モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤</p> <p>燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤</p>		
---	--	--

4 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(5)に掲げる貨物(労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号から第8号まで及び第11号に掲げる貨物)

化学物質の名称	CAS番号	POPs 条約対象
(1) ベンジジン及びその塩		
(2) 4-アミノジフェニル及びその塩		
(3) 石綿(アクチノライト、アンソフ		

イライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、クリソタイル) (4) 4-ニトロジフェニル及びその塩 (5) ビス(クロロメチル)エーテル (6) ベータ-ナフチルアミン及びその塩 (7) 労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号、第3号若しくは第5号から第7号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第4号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物		
--	--	--

5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質)

化学物質の名称	CAS番号	POPs 条約対象
(1) ポリ塩化ビフェニル	1336-36-3	
(2) ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る。)		
(3) ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	
(4) 1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)	309-00-2	
(5) 1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン)	60-57-1	
(6) 1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a		

-オクタヒドロ - エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)		
(7) 1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	50-29-3	
(8) 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名クロルデン又はヘプタクロル)	57-74-9 76-44-8	
(9) ビス(トリブチルスズ) = オキシド		
(10) N,N ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン		
(11) 2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール		
(12) ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ [2.2.1]ヘプタン (別名トキサフェン)	8001-35-2	
(13) ドデカクロロペンタシクロ [5.3. ^{2.6 3.9 4.8} 0.0.0.0]デカン (別名マイレックス)		
(14) 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名ケルセン又はジコホル)	115-32-2	
(15) ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	
(16) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリ-ブ	3846-71-7	

チルフェノール		
---------	--	--

別紙第2

輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する当該化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント）以下である場合。

ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。

- (1) 輸出しようとする貨物に対象化学物質の含有が確認された場合（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成16年3月25日 薬食発第0325001号、平成16・03・19製局第3号、環保企発第040325001号）3-2に該当する場合を除く。）
- (2) 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印又は署名
住 所
電 話
担当者名

化学物質輸出承認申請理由書

当該貨物は、以下のとおりであり、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 5 の 3 の項()
に該当するので申請します。

1. 輸出貨物の概要

(1) 貨物名、数量、価格等

貨物名	型及び等級 (規格)	数量	単価	総額
				(FOB US\$)

(2) 当該貨物の外観及び荷姿

(3) 当該貨物の I U P A C 名

(4) 当該貨物の通称名

(5) 当該貨物の C A S N o .

(6) 当該貨物の国連番号

(7) 当該貨物の輸出統計品目番号

(8) 当該貨物に対する輸出令以外の規制法規名及び同法規規定物質名

(9) 船積予定時期

2. 別表第2に該当する具体的理由

3. 製造業者又は輸入業者

製造業者(輸入業者)名 _____
住 所 _____
代表者名 _____ 担当者名 _____ (所属) _____
電 話 _____ 内 線 _____ F A X _____

4. 貨物の仕向地、輸送ルート

積出港 _____ 経由地 _____ 最終仕向地 _____

5. 買主

会 社 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____

6. 最終需要者

会 社 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____ F A X _____
最終用途 _____

7. 当該貨物の輸出実績

年 月 日	数 量	仕 向 地	備 考

8. その他(当該貨物の輸出に関する今後の見通し等)

